

3 水管第 2028 号  
令和 3 年 11 月 16 日

水産政策審議会 会長  
田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（あかうお類（北西大西洋条約海域区分 3 M）等 3 国際資源並びにいわしくじら、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第 371 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（あかうお類（北西大西洋条約海域区分 3 M）等 3 国際資源並びにいわしくじら、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に関する令和 4 管理年度における留保からの配分及び数量の融通等について、別紙 2 の取扱いとしたので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。



○農林水産省告示第 号

(別紙1)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十五条第一項の規定に基づき、あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3M))、あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3O))、いわしくじら、からすがれい(北西大西洋条約海域)、にたりくじら及びみんくくじらに関する令和四管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

- 1 -

あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3M))、あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3O))、いわしくじら、からすがれい(北西大西洋条約海域)、にたりくじら及びみんくくじらに関する令和4管理年度(令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3M))

一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)

400トン

二 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

- 2 -

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））	400

第二 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

150トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））	150

第三 いわしくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

25頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
いわしくじら母船式捕鯨業	25
いわしくじら基地式捕鯨業	0

第四 からすがれい（北西大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,205トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
からすがれい（北西大西洋条約海域）	1,205

—  
—

第五 にたりくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

187頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら母船式捕鯨業	150
にたりくじら基地式捕鯨業	0

—  
—

第六 みんくくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

137頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
みんくくじら母船式捕鯨業（太平洋海域）	0
みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）	0
みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）	77
みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）	33

## 漁獲可能量の配分数量の融通及び留保からの配分について (いわしくじら・にたりくじら・みんくくじら)

### 1 背景

いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらについては、これまで、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 42 条及び第 46 条の規定に基づく捕獲頭数の上限の設定による管理を基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業に対して行ってきたところ、鯨類資源の漁場が定まっておらず、各漁場での捕獲頭数を予測することが困難であることから、配分された捕獲頭数の融通や国の留保枠からの配分については、関係漁業者間の合意をもって柔軟に運用を行ってきた。

今般、鯨類の資源管理を漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく漁獲可能量による管理に移行するにあたっては、関係漁業者からの要望が出ている状況にも鑑み、漁獲可能量の融通や留保枠からの配分を柔軟に行うために下記のとおり運用することとする。

### 2 漁獲可能量の融通方法について

いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に係る大臣管理区分間での配分数量の融通のうち、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、水産政策審議会に対し事後報告で対応できることとする。

ただし、「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」と「みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）」の配分数量の和は「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」の当初の配分数量を超えないものとする。

### 3 留保枠について

にたりくじら及びみんくくじらに係る留保枠の配分に関しては、配分を受ける者間での合意があり、当該合意による留保枠からの配分を行う場合、当該配分に伴う数量の変更については、水産政策審議会に対し事後報告で対応できることとする。

ただし、「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」と「みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）」の配分数量の和は「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」の当初配分数量を超えないものとする。

### 4 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した配分数量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。

## **5 上記2及び3によるもの以外の数量変更の取扱い**

上記2及び3によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に水産政策審議会の意見を聴く（漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。



## 令和4年度漁獲可能量等の配分案について

○漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量 (TAC) = 初期割当量 (NAFOで決定された国別漁獲可能量)

○大臣管理漁獲可能量の算定方法

大臣管理漁獲可能量 = 漁獲可能量 - 国の留保枠

単位はすべてトン

特定水産資源		漁獲可能量 (A)	国の留保枠 (B)	大臣管理漁獲可能量 (A)-(B)
別紙2-31	あかうお類 (北西大西洋条約海域 (区分3M))	400	0	400
別紙2-32	あかうお類 (北西大西洋条約海域 (区分3O))	150	0	150
別紙2-34	からすがれい (北西大西洋条約海域)	1205	0	1205



## 令和 4 管理年度（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）いわしくじら、にたりくじら、及びみんくくじら漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 3 年 11 月  
水 産 庁

### 1 TAC（案）

#### （1）設定の考え方

国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、初期資源量（当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量をいう。）の 60 パーセントの資源水準を長期的に維持する漁獲量を算定する方法で得られた値から、混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量を漁獲可能量とする。

#### （2）令和 4 管理年度（令和 4 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の TAC

特定水産資源	漁獲シナリオで算定された漁獲量の値	通常発生すると想定される年間の死亡頭数(※)	TAC
いわしくじら	25 頭	0 頭	25 頭
にたりくじら	187 頭	0 頭	187 頭
みんくくじら	171 頭	34 頭	137 頭

※ 令和 4 管理年度における定置漁業による混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数は、「対象となる海域での定置網混獲数の 5 ヶ年平均」により算出している。

#### （参考）いわしくじら、にたりくじら、みんくくじらの TAC の推移

特定水産資源	R4 年 (案)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
いわしくじら	25 頭	25 頭	25 頭	25 頭
にたりくじら	187 頭	187 頭	187 頭	187 頭
みんくくじら	137 頭	134 頭	132 頭	56 頭

- ・ 令和 3 年までは指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 42 条に基づく捕獲頭数の上限の設定による管理
- ・ 令和元年は令和元年 6 月までの調査で捕獲した頭数（79 頭）を差し引いた数

### 2 配分（案）

（1）いわしくじらについては、漁獲可能量の全量を母船式捕鯨業のみに当初配分を行

う。なお、母船式捕鯨業者は1者のみであり、かつ、1頭ずつを捕獲する操業形態であるという点により、漁獲可能量を超過するおそれはないことから、いわしくじらの国の留保は設定しない。

(2) にたりくじらについては、漁期中に基地式捕鯨業に配分を行う可能性があることから、漁獲可能量の20%（1頭未満の数量は切捨てとする。）を国の留保とし、残りの全量を母船式捕鯨業へ配分を行う。また、来遊状況に応じ不足が生じた場合には国の留保から配分する。

(3) みんくくじらについては、漁期中に母船式捕鯨業に配分を行う可能性があることから、漁獲可能量の20%（1頭未満の数量は切捨てとする。）を国の留保とし、残りの全量を基地式捕鯨業へ配分を行う。また、来遊状況に応じ不足が生じた場合には国の留保から配分する。

<参考>

特定水産資源	TAC(頭)
いわしくじら	25

大臣管理区分	数量(頭)
母船式捕鯨業	25
基地式捕鯨業	0

留保	0
----	---

特定水産資源	TAC(頭)
にたりくじら	187

大臣管理区分	数量(頭)
母船式捕鯨業	150
基地式捕鯨業	0

留保	37
----	----

特定水産資源	TAC(頭)
みんくくじら	137

大臣管理区分	数量(頭)
母船式捕鯨業 (太平洋海域)	0
母船式捕鯨業 (オホーツク海域)	0
基地式捕鯨業 (太平洋海域)	77
基地式捕鯨業 (オホーツク海域)	33

留保	27
----	----